

新旧対照表

○神奈川県建築基準法施行細則

新	旧
<p>第1条～第19条 (略)  <u>(容積率の制限の緩和を受ける構造上やむを得ない建築物)</u></p>	<p>第1条～第19条 (略)                      (新設)</p>
<p>第19条の2 <u>条例第52条の9第3項第4号の知事が別に定める建築物は、次に掲げる工事を行う建築物で当該工事によりその容積率が同条第1項及び第2項の規定による限度を超えるものとする。</u></p> <p><u>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁を通しての熱の損失の防止のための工事</u></p> <p><u>(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な軒又はひさしを外壁その他の屋外に面する建築物の部分に設ける工事</u></p> <p><u>(3) 再生可能エネルギー源の利用に資する設備を外壁に設ける工事</u></p> <p>2 <u>前項の工事は、その目的を達成するために必要な最小限度のものでなければならない。</u></p>	
<p>第20条 (略)  <u>(建蔽率の制限の緩和を受ける構造上やむを得ない建築物)</u></p>	<p>第20条 (略)                      (新設)</p>
<p>第20条の2 <u>条例第52条の10第4項の知事が別に定める建築物は、第19条の2第1項各号に掲げる工事を行う建築物で当該工事によりその建蔽率が条例第52条の10第1項から第3項までの規定による限度を超えるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の工事は、その目的を達成するために必要な最小限度のものでなければならない。</u></p>	
<p><u>(建築物の高さの制限の緩和を受ける構造上やむを得ない建築物)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第20条の3 <u>条例第52条の11第2項の知事が別に定める建築物は、次に掲げる工事を行う建築物で当該工事によりその高さが同条第1項の規定による限度を超えるものとする。</u></p> <p><u>(1) 屋根を再生可能エネルギー源の利用に資する設備として使用するための工事</u></p> <p><u>(2) 再生可能エネルギー源の利用に資する設備を屋根に設ける工事</u></p> <p><u>(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な屋根を通しての熱の損失の防止のための工事</u></p> <p><u>(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な空気調和設備その他の建築設備を屋根に設ける工事(第2号に掲げるものを除く。)</u></p> <p>2 <u>前項の工事は、その目的を達成するために必要な最小限度のものでなければならない。</u></p>	

新

ばならない。

第21条・第22条 (略)

(一定の複数建築物に対する制限の特例に係る認定の申請等)

第23条 条例第52条の15第1項又は第2項の規定による認定を申請する者は、認定申請書(一定の複数建築物に対する制限の特例用)(第11号様式)の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書その他審査に必要な図書を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 次の表の1の項に掲げる図面及び条例第52条の13第1項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については2の項に掲げる図面。ただし、これらの図面は併せて作成することができる。

図面の種類	明示すべき事項
1	(略)
2	(略)
日影図	(略)
	申請区域内に建築等をする建築物で条例第52条の13第1項が適用される区域内にあるものが、当該申請区域内の他の建築物であつて同項の規定が適用される区域内にあるものの居住の用に供する部分(その部分が、当該建築等をする建築物に係る条例第52条の13第1項に規定する平均地盤面からの高さより低い場合においては、同項に掲げる平均地盤面からの高さの部分)に生じさせる日影の形状及び等時間日影線
	(略)
(略)	

(2) (略)

(3) 条例第52条の15第1項又は第2項の規定による認定を申請する者以外に同条第3項に規定する対象区域(以下「対象区域」という。)内の土地について所有権又は借地権を有する者がある場合においては、これらの者の同意を得たことを証する書面

(4)・(5) (略)

2 条例第52条の16第1項の規定による認定を申請する者は、認定申請書(一定の複数建築物に対する制限の特例用)の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書その他審査に必要な図書を添えて、知事に提出しなければなら

旧

第21条・第22条 (略)

(一定の複数建築物に対する制限の特例に係る認定の申請等)

第23条 条例第52条の15第1項又は第2項の規定による認定の申請をしようとする者は、認定申請書(一定の複数建築物に対する制限の特例用)(第11号様式)の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書その他審査に必要な図書を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 次の表の1の項に掲げる図面及び条例第52条の13第1項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については2の項に掲げる図面。ただし、これらの図面は併せて作成することができる。

図面の種類	明示すべき事項
1	(略)
2	(略)
日影図	(略)
	申請区域内に建築する建築物で条例第52条の13第1項が適用される区域内にあるものが、当該申請区域内の他の建築物であつて同項の規定が適用される区域内にあるものの居住の用に供する部分(その部分が、当該建築する建築物に係る条例第52条の13第1項に規定する平均地盤面からの高さより低い場合においては、同項に掲げる平均地盤面からの高さの部分)に生じさせる日影の形状及び等時間日影線
	(略)
(略)	

(2) (略)

(3) 条例第52条の15第1項又は第2項の規定による認定を申請しようとする者以外に同条第3項に規定する対象区域(以下「対象区域」という。)内の土地について所有権又は借地権を有する者がある場合においては、これらの者の同意を得たことを証する書面

(4)・(5) (略)

2 条例第52条の16第1項の規定による認定の申請をしようとする者は、認定申請書(一定の複数建築物に対する制限の特例用)の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書その他審査に必要な図書を添えて、知事に提出しなけ

新	旧
<p>い。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 条例第52条の16第1項の規定による認定を申請する者以外に条例第52条の15第6項に規定する公告対象区域内の土地について所有権又は借地権を有する者がある場合においては、これらの者に対する当該申請に係る建築物の計画に関する説明のために講じた措置を記載した書面</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第23条の2～第31条 (略)</p>	<p>ればならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 条例第52条の16第1項の規定による認定の申請をしようとする者以外に条例第52条の15第6項に規定する公告対象区域内の土地について所有権又は借地権を有する者がある場合においては、これらの者に対する当該申請に係る建築物の計画に関する説明のために講じた措置を記載した書面</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第23条の2～第31条 (略)</p>